

昭和50年国勢調査の概要

はしがき

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、昭和50年国勢調査は、その第12回目の調査に当たる。

また、昭和19年、20年、21年及び23年には、国勢調査ではないが、全国的な規模の人口調査が行われており、時系列上の観点から、このうち昭和20年人口調査の結果も含めて掲載することとした。

調査の名称	調査の期日
大正9年国勢調査	大正9年10月1日
大正14年国勢調査	大正14年10月1日
昭和5年国勢調査	昭和5年10月1日
昭和10年国勢調査	昭和10年10月1日
昭和15年国勢調査	昭和15年10月1日
昭和19年人口調査	昭和19年2月22日
昭和20年人口調査	昭和20年11月1日
昭和21年人口調査	昭和21年4月26日
昭和22年臨時国勢調査	昭和22年10月1日
昭和23年常住人口調査	昭和23年8月1日
昭和25年国勢調査	昭和25年10月1日
昭和30年国勢調査	昭和30年10月1日
昭和35年国勢調査	昭和35年10月1日
昭和40年国勢調査	昭和40年10月1日
昭和45年国勢調査	昭和45年10月1日
昭和50年国勢調査	昭和50年10月1日

このように、国勢調査は昭和22年臨時国勢調査^{注)}を除いては、5年ごとに行われてきたが、大正9年を初めとする10年ごとの調査は、大規模な調査であり、中間の5年目の調査は、簡易調査であった。大規模調査と簡易調査の主な差異は、戦前の調査でいうと、簡易調査として行われた大正14年、昭和10年の両調査は、調査事項が氏名、男女の別、出生の年月日、配偶関係等のいわゆる人口の基本的属性に限られていたのに対し、

大正9年、昭和5年、昭和15年の大規模調査では、これら基本的属性のほか、職業、産業等の経済的屬性も調査事項に含まれていたことである。

戦後は、国勢調査結果の利用度が高まったことにより、全般的に国勢調査の規模が拡大され、昭和30年、昭和40年及び今回の昭和50年国勢調査は、いずれも簡易調査として行われたものであるが、人口の経済的屬性や住宅に関する事項も調査し、その規模は戦前の大規模調査に匹敵している。特に昭和50年国勢調査は、調査票をいわゆるマークシート形式とし、調査世帯が直接マークを記入することによって作成した調査票を光学式読取装置で電子計算機に入力するという、国勢調査のような大規模な調査では画期的な方法を採用した。

調査の時期

昭和50年国勢調査は、昭和50年10月1日午前零時現在（以下、調査時という。）によって行われた。国勢調査の期日を10月1日とすることは、大正9年以来一貫しており、今回も特にこれを変更する理由を認めなかった。

調査の法的根拠

戦前の各回国勢調査は、いずれも「国勢調査ニ関スル法律」^{注)}(明治35年12月1日法律第49号)に基づいて行われ、戦後、すなわち昭和22年臨時国勢調査以後の国勢調査は、いずれも「統計法」(昭和22年3月26日法律第18号)に基づいて行われている。

統計法では、政府又は地方公共団体が作成する統計で行政管理庁長官が指定したもの、すなわち「指定統計」に関して規定しているが、特に国勢調査に関する条項を設け、その実施を定めている。

すなわち統計法第4条では、国勢調査を「政府が全国民について行う人口に関する調査」と定義し、その

実施については「国勢調査は、これを10年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行った年から5年目に当たる年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。」と規定している。この条文は、統計法制定当初は、単に5年ごとに国勢調査を行わなければならないと規定してあったが、昭和29年4月に現在の条文に改正され、その際同法附則で、改正後の最初の簡易調査は、昭和30年に行う旨定められた。この規定により、今回の昭和50年国勢調査は、中間年の簡易調査として行われたわけである。

国勢調査は、統計法第4条に基づいて行われるが、同時に昭和22年5月2日内閣告示第21号によって、「指定統計第1号」に指定されている。したがって、同法及び「統計法施行令」(昭和24年5月31日政令第130号)の指定統計に関する規定、すなわち申告義務、調査の実施、秘密の保護、結果の公表、地方公共団体に対する事務の委任等に関する規定が適用される。

更に、昭和50年国勢調査の実施に際しては、調査の内容及び実施手続きを定めた次の政令、訓令が制定され、また、関係告示が公告された。これらは、(1)調査の実施年の前年から業務の行われた調査区の設定に関するものと、(2)調査の実施年に定められた調査の実施に関するものとに分けることができる。

(1) 調査区の設定に関する政令及び訓令

昭和50年国勢調査調査区の設定に関する政令(昭和49年5月1日政令第152号)

昭和50年国勢調査調査区設定心得(昭和49年5月1日総理府訓令第7号)

(2) 調査の実施に関する政令、訓令及び告示

昭和50年国勢調査令(昭和50年4月10日政令第114号)

昭和50年国勢調査実施規定(昭和50年4月15日総理府訓令第7号)

昭和50年国勢調査令の規定に基づき、島を定める件(昭和50年4月15日総理府告示第16号)

昭和50年国勢調査令の規定に基づき、調査票の様式を定める件(昭和50年4月15日総理府告示第17号)

国勢調査指導員証、国勢調査員証及び国勢調査従事者章を定める件(昭和50年5月26日総理府告示第19号)

注)「国勢調査ニ関スル法律」は、国勢調査を必ずしも人口に関する調査とは規定しておらず、昭和14年には全国民の消費実態を明らかにする目的の臨時国勢調査が実施されている。

調査の地域

昭和50年国勢調査は、我が国の地域のうち、次の諸島を除く地域において行われた。

(1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島

(2) 東経131度52分30秒、北緯37度15分にある竹島

この調査の地域は、前述の政令第114号及び総理府告示第16号によって告示されたものである。今回の調査地域には、昭和47年5月15日に我が国に復帰した沖繩県が戦後初めて加えられた。

上記のほか、各回国勢調査の地域はかなり相違しており、その差異の主なものを述べると、次のとおりである。

(1) 戦前の国勢調査では、平和条約によって我が国の版図から除かれた朝鮮、台湾等の地域をも調査したのに対し、戦後の国勢調査ではもちろんこれらの地域は調査地域に含まれていない。

(2) 戦後の国勢調査では、昭和26年及び昭和28年にそれぞれ復帰した吐噶喇列島及び奄美群島が、昭和22年と昭和25年の調査では調査地域から除外されていたのに対し、昭和30年以降の調査では調査地域に含まれている。また、昭和43年に復帰した小笠原諸島が昭和45年以降の調査では調査地域に含まれている。

各回調査の調査地域及び人口の異動は、「表 各回調査の調査地域の人口及び我が国の面積」(IVページ)に示されているとおりでである。

調査の対象

昭和50年国勢調査で調査した人口は、「常住人口」である。常住人口とは、調査の時期に、調査の地域に常住している人である。ここで、「常住している人」とは、当該世帯に3か月以上住んでいるか、あるいは3か月以上にわたって住もうと思っている人のことをいい、それぞれの住んでいる場所で調査した。しかし、次の人口については、それぞれ次に述べる場所に「常住している人」とみなしてその場所で調査した。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校に在学している人については、通学のために宿泊している場所（例えば、自宅、下宿先、寄宿先等）で調査した。
- (2) 病院又は診療所に入院している人は、入院してからすでに3か月以上になる人だけを入院先で調査し、それ以外の人は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅で調査した。
- (3) 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる人で、陸上に住所を有する人は、その場所で調査し、陸上に住所のない人は、船舶に住所があるものとして、その船舶で調査した。
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している場合のほか、調査時以前に本邦の港を出港し、調査時以後5日以内に本邦の港に入港した船舶に限った。
- (4) 自衛隊の営舎内居住者は、その営舎で調査し、自衛隊が使用する船舶内の居住者は、その船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所で調査した。
- (5) 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている人のうち、死刑の確定した人及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院で調査した。
- (6) 3か月以上にわたって住んでいるところ又は住

もうと思っているところがない人は、調査時にその人がいた場所で調査した。

この定義によって本邦内に常住している人は、外国人を含めて、すべて調査の対象となったが、特に次の人は調査から除外した。

- (ア) 本邦内に駐在する外国の外交団・領事団（随員及び家族を含む。）
- (イ) 本邦内に駐在する外国軍隊の軍人・軍属（家族を含む。）

注）我が国政府の要請に応じ、それぞれ関係国の在日機関から明らかにされた資料によると、昭和50年10月1日現在、上述の(ア)に該当する人口は3,495人、(イ)の人口のうち、「家族」に該当する人口は28,225人である。(イ)に該当する人口のうち、家族以外の人口は明らかにされていない。

また、海外に居住する日本人については、旅行者又は一時滞在者で自宅を不在にする期間が3か月未満の場合は、前述の常住の定義により、自宅に常住している人として自宅で調査されたが、その他の人は、国勢調査の対象になっていない。在外本邦人のうち、在外日本公館員（家族を含む。）の数は、外務省の調査によると、昭和50年10月1日現在で3,902人である。

昭和50年国勢調査の調査の対象人口は、前回の昭和45年国勢調査と同様である。

また、昭和40年、35年及び30年の各回国勢調査と比較すると、上記(3)のうち、陸上に住所のない船舶乗組員を調査するに当たって、その船舶を“調査時以後5日以内に本邦の港に入港したもの”としているところを“調査時以後3日以内に本邦の港に入港したもの”に限っており、この点が相違しているほかは、常住の定義及び在日外国人の取扱いについては一致している。

なお、昭和25年以前の国勢調査との主な相違は次のとおりである。

- (1) 常住の定義が、昭和30年以降の調査では、3か月以上住んでいるか又は住もうと思っているかどうかを判定の基準としているが、昭和25年国勢調査では、

表 各回調査の調査地域の人口

及び我が国の面積(大正9年~昭和50年)

地域	人口								
	昭和50年 10月1日	昭和45年 10月1日	昭和40年 10月1日	昭和35年 10月1日	昭和30年 10月1日	昭和25年 10月1日	昭和22年 10月1日	昭和20年 11月1日	昭和15年 10月1日
北海道	5 338 206	5 184 287	5 171 800	5 039 206	4 773 087	4 295 567	3 852 821	3 518 389	3 272 718
得撫郡、新知郡及び占守郡	※	※	※	※	※	※	※	※	1 933
択捉島(紗那村、留別村、葉取村)	—	—	—	—	—	—	—	—	5 121
国後島(泊村、留夜別村)	—	—	—	—	—	—	—	—	8 996
色丹島(色丹村)	—	—	—	—	—	—	—	—	1 499
根室市 ¹⁾	45 817	45 381	45 149	42 740	35 799	29 934	26 047	26 801	35 554
歯舞群島(本島、秋島、秋島、秋島、秋島)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の地域	45 817	45 381	45 149	42 740	35 799	29 934	26 047	26 801	—
その他の地域	5 292 389	5 138 906	5 126 651	4 996 466	4 737 288	4 265 633	3 826 774	3 491 588	3 219 615
東京都	11 673 554	11 408 071	10 869 244	9 683 802	8 037 084	6 277 500	5 000 777	3 488 284	7 354 971
小笠原村 ²⁾	1 507	782	—	—	—	—	—	—	7 361
その他の地域	11 672 047	11 407 289	10 869 244	9 683 802	8 037 084	6 277 500	5 000 777	3 488 284	7 347 610
島根県	768 886	773 575	821 620	888 886	929 066	912 551	894 267	860 275	740 940
隠岐郡 ³⁾	29 767	31 214	36 185	41 639	43 814	44 842	42 400	39 663	31 794
五箇村	2 305	2 394	2 924	3 693	3 969	4 091	3 748	3 699	2 853
竹島	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の地域	2 305	2 394	2 924	3 693	3 969	4 091	3 748	3 699	—
その他の地域	27 462	28 820	33 261	37 946	39 845	40 751	38 652	35 964	28 941
その他の地域	739 119	742 361	785 435	847 247	885 252	867 709	851 867	820 612	709 146
鹿児島県	1 723 902	1 729 150	1 853 541	1 963 104	2 044 112	1 804 118	1 746 305	1 538 466	1 589 467
奄美群島 ⁴⁾	(名瀬市及び大島郡)	155 879	164 114	183 471	196 483	205 363	—	—	181 495
鹿児島郡 ⁵⁾	15 239	15 864	17 385	19 925	21 252	19 206	18 919	18 220	17 242
三島村(硫黄島、竹島、黒島) ⁶⁾	628	655	874	1 363	1 352	1 484	1 304	—	—
十島村及び横当島(奄美群島) ⁷⁾	1 120	1 407	1 848	2 602	2 658	—	—	—	3 564
その他の地域	13 491	13 802	14 663	15 960	17 242	17 722	17 615	18 220	13 678
その他の地域	1 552 784	1 549 172	1 652 685	1 746 696	1 817 497	1 784 912	1 727 386	1 520 246	1 390 730
沖縄県	1 042 572	(945 111)	(934 176)	(883 122)	(801 065)	(914 937)	—	—	574 579
その他の42府県	91 392 523	84 624 977	79 558 756	75 843 430	73 492 180	69 909 901	66 607 303	62 592 690	59 581 633
全 国	111 939 643	104 665 171	99 209 137	94 301 623	90 076 594	84 114 574	78 101 473	71 998 104	73 114 308

昭和10年 10月1日	昭和5年 10月1日	大正14年 10月1日	大正9年 10月1日	面積 (km ²) #						
				昭和50年	昭和45年	昭和40年	昭和35年	昭和25年	昭和20年	昭和15年
3 068 282	2 812 335	2 498 679	2 359 183	83 512.87	83 509.03	83 507.35	83 504.42	83 481.81	83 455.43	88 775.04
2 881	459	500	3 115	※	※	※	※	※	※	5 319.61
6 109	6 363	5 184	4 949	3 139.00	3 139.00	3 139.00	3 139.00	3 139.00	3 139.00	3139.00
8 547	7 386	8 252	6 530	1 500.04	1 500.04	1 500.04	1 500.04	1 500.04	1 500.04	1500.04
1 177	911	857	542	255.12	255.12	255.12	255.12	255.12	255.12	255.12
32 012	29 986	28 890	24 770	518.82	518.52	504.88	504.81	536.88	536.88	536.88
—	—	—	—	101.59	101.59	101.59	101.59	101.59	101.59	101.59
—	—	—	—	417.23	416.93	403.29	403.22	435.29	435.29	435.29
3 017 556	2 767 230	2 454 996	2 319 277	78 099.89	78 096.35	78 108.31	78 105.45	78 050.77	78 024.39	78 024.39
6 369 919	5 408 678	4 485 144	3 699 428	2 145.38	2 141.11	2 135.11	2 133.03	2 137.26	2 148.49	2 144.80
6 729	5 742	5 780	5 425	106.14	106.14	106.14	106.14	106.14	106.14	102.94 ⁹⁾
6 363 190	5 402 936	4 479 364	3 694 003	2 039.24	2 034.97	2 028.97	2 026.89	2 031.12	2 042.35	2 041.86
747 119	739 507	722 402	714 712	6 626.80	6 626.12	6 625.95	6 625.26	6 626.29	6 624.42	6 624.60
32 750	34 134	34 580	36 539	348.15	347.97	347.94	347.94	347.84	348.03	348.03
3 006	3 175	3 330	3 522	51.97	51.80	51.80	51.80	51.67	51.86	51.86
—	—	—	—	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23
—	—	—	—	51.74	51.57	51.57	51.57	51.44	51.63	51.63
29 744	30 959	31 250	33 017	296.18	296.17	296.14	296.14	296.17	296.17	296.17
714 369	705 373	687 822	678 173	6 278.65	6 278.15	6 278.01	6 277.32	6 278.45	6 276.39	6 276.57
1 591 466	1 556 690	1 472 193	1 415 582	9 153.38	9 144.97	9 141.58	9 140.17	7 913.22	9 170.97	9 103.81
200 973	204 062	203 912	210 511	1 238.30	1 237.82	1 237.13	1 237.05	—	1 237.05	1 270.61
17 788	17 915	16 602	16 258	205.61	205.61	205.61	205.61	205.57	206.31	105.59
—	—	—	—	31.61	31.61	31.61	31.61	31.61	31.61	31.61
—	—	—	—	87.54	87.54	87.54	87.54	87.54	87.54	119.15 ¹⁰⁾
14 121	14 192	13 262	12 920	86.46	86.46	86.46	86.46	86.42	87.16	87.16
1 372 705	1 334 713	1 251 679	1 188 813	7 709.47	7 701.54	7 698.84	7 697.51	7 707.65	7 727.61	7 727.61
592 494	577 509	557 622	571 572	2 245.87	(2 239.22)	(2 388.22)	(2 388.22)	(3 625.27)	2 388.22	2 386.24
56 884 868	53 355 286	50 000 782	47 202 576	273 850.69	273 648.23	273 468.96	273 359.98	273 315.23	273 510.44	273 510.93
69 254 148	64 450 005	59 736 822	55 963 053	377 534.99	377 308.68	377 267.17	377 151.08	377 099.08	377 297.97	382 545.42

・「一」は、国勢調査が実施されなかった地域、「…」は、不詳、「※」は、我が国の面積に含めていない地域。
 ・昭和15年以前の人口及び面積には、旧版図(樺太、朝鮮、台湾)、関東州及び南洋群島は含まない。
 ・()内は琉球政府の公表した国勢調査人口及び面積であり、このうち昭和25年、30年及び35年についての結果はそれぞれ12月1日現在のものである。なお、25年は琉球列島軍政本部が実施、公表し、奄美群島(人口216,110人、面積1237.05km²)を含んだ数値である。同年の鹿児島県には、奄美群島は含んでいない。
 ・表中のイタリック体の数値については、面積の項(加ページ)の(1)~(3)に相当する地域であり、そのうち、(1)の地域は、昭和25年国勢調査時の面積を、(2)の地域は返還後最初に行われた国勢調査時の面積を、また、(3)の地域については、50年国勢調査時の面積を、それぞれさかのぼって記載した。
 1) 昭和32年8月1日旧根室支庁根室町と旧和田村の区域が根室市となり、更に昭和34年4月1日旧根室市と旧根室支庁歯舞村の区域が根室市となる。
 2) 端岬町の南の南方諸島(小笠原諸島、西之島及び火山列島)、沖の島及び南島は、昭和43年6月26日に復帰し、昭和43年7月30日現在で東京都が人口調査を実施(人口378人)した。
 3) 昭和44年4月1日旧隠岐島を隠岐郡に名称変更。
 4) 鹿児島県の区域のうち、北緯29度以南にある地域。昭和20年9月2日以後連合国の管理下にあったが、「奄美群島に関する日本国とアメリカ

合衆国との間の協定」の発効に伴い、昭和28年12月25日に返還され、昭和29年3月1日現在により総務省統計局が人口調査を実施(人口201,132人)した。
 5) 昭和50年10月1日現在の組替人口・面積である。昭和48年4月1日、旧大島郡三島村及び十島村(横当島を含む)の区域が鹿児島県の所属となる。
 6) 旧大島郡十島村の区域のうち、北緯30度以北にあるもの(口之島を除く)。昭和27年2月10日に旧十島村から分離して三島村になる。
 7) 旧大島郡十島村の区域のうち、北緯29度と北緯30度との間にあるもの(口之島を含む)。昭和20年9月2日以後連合国の管理下にあったが、連合国最高司令官覚書「若干の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」の発効に伴い、昭和26年12月5日に返還され、昭和27年5月1日現在により総務省統計局が人口調査を実施(人口2,968人)した。
 8) 長野県と岐阜県間の境界紛争地域の人口(73人)を含む。
 9) 沖の島及び南島を除いた数値である。
 10) 「昭和10全都市町村別面積調」(内閣統計局)では18.43km²と記載されているが、当該地域の測定は不明確であるため、昭和50年国勢調査時の面積を記載した。なお、この扱いは当該地域のみにとどめ郡部計、県計及び全国計は変更していない。
 # 昭和30年、22年及び昭和10以前の面積は省略した。

これが6か月であった。

- (2) 昭和22年以前の国勢調査では、「現在人口」を調査した。すなわち、調査の対象を、それぞれ調査時に現在していた場所で調査した。なお、昭和25年国勢調査では、常住人口のほか、現在人口も調査した。
- (3) 昭和10年以前の国勢調査では、一般の外国人はもとより、昭和22年以降の国勢調査で調査の対象から除外された外交団等も調査された。
- (4) 昭和15年の国勢調査では、原則として昭和10年以前と同様に、現在人口を調査したが、軍人・軍属等については、それらが海外にいると否とを問わず、すべてその家族などのいる応召前の住所で調査した。海外にいたと推定されるこのような人口は、約120万人であった。

調査の事項

昭和50年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

(個人について調査した事項)

- (1) 氏名
- (2) 世帯主との続き柄
- (3) 男女の別
- (4) 出生の年月
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 就業状態(仕事をしたかどうかの別)
- (8) 従業上の地位
- (9) 所属の事業所の名称及び事業の種類(産業)
- (10) 仕事の種類(職業)
- (11) 従業地又は通学地

(世帯について調査した事項)

- (12) 世帯員の数
- (13) 世帯の種類
- (14) 住居の種類
- (15) 世帯が使用する居住室数
- (16) 世帯が使用する居住室の畳数

調査の事項を前回の昭和45年国勢調査と比較すると、前回の調査では上記のほか、更に、「結婚年数」、「出生児数」、「現住居への入居時期」、「従前の常住地」、「教育」、「従業地・通学地までの利用交通手段」及び「家計の収入の種類」も調査されている。これは、前回調査が10年ごとに行われる大規模調査であったためであり、今回の調査は昭和40年国勢調査の調査事項と同様である。

調査の組織

昭和50年国勢調査は、総理府統計局を主管部局とし、内閣総理大臣一都道府県知事一市町村長一国勢調査指導員一国勢調査員の指揮系統を通じて行われた。

総理府統計局は、調査の企画、調査に用いる用品・書類等の準備、地方における調査実施業務の指導、調査結果の集計及び公表を担当し、このため、経常の組織のほか、総理府統計局内に「昭和50年国勢調査計画委員会」(昭和49年1月21日～昭和50年1月19日)及び「昭和50年国勢調査実施本部」(昭和50年1月20日～昭和51年4月12日)並びに各省庁との連絡協議を行うため「昭和50年国勢調査各省庁連絡会」(昭和49年3月13日～昭和50年2月19日)を設置した。

都道府県においては、主としてそれぞれの統計主管課が国勢調査の業務を担当し、総理府統計局から送付された調査用品及び調査書類を市町村に配布する仕事、調査実施に関して市町村を指導する仕事、県内の調査書類を取集する仕事を行った。

市町村においては、調査区の設定、指導員及び調査員の内申及び任命に伴う事務、指導員及び調査員の指導、調査書類の取集・検査等、調査の実施に直接関連する業務が行われた。

実地の調査は、昭和50年国勢調査のために、内閣総理大臣により任命された638,488人の国勢調査員によって行われ、また、別に内閣総理大臣により任命された44,785人の国勢調査指導員が、国勢調査員の指導、調査書類の内容検査などの事務にたずさわった。

調査の方法

1 調査区の設定

調査の実施に先立ち、昭和50年国勢調査のための調査区が設定され、調査区地図、調査区一覧表等の関係書類が作成された。この調査区は、前回の昭和45年国勢調査調査区をできる限り継承する方法で設定されたものである。調査区の設定は、調査日の1年前すなわち昭和49年10月1日現在で行われ、その後、例えば市区町村の境界変更などの理由による必要な修正を逐次行って、調査時現在で確定した。調査区数は672,124で昭和45年国勢調査のそれと比較すると、92,415の増加を示している。

調査区設定の基準は、市区町村の区域ごとに、また、国勢統計区一後述一を設定した市区では国勢統計区ごとに、まず、特別な地域、例えば、常住者がいないか、いてもきわめてわずかで、かつ広大な地域又は特殊な施設のある地域について特別調査区を設定し、更に、港の区域及び水上生活者のいる河川又は運河の河口に近い水域について水面調査区を設定し、残りの地域について、1調査区がおおむね50世帯を含むよう、地理的に明瞭な地形地物を境界として、一般調査区を設定した。この調査区設定の基準は、前回の基準と同様である。

以上の各種調査区の内訳及びその数は、次のとおりである。

一般調査区	635,585
特別調査区(合計)	35,546
山林・原野・耕地等の地域	15,094
広大な工場・学校・鉄道用地等のある地域	1,529
社会施設、大きな病院等のある地域	6,318
刑務所・拘留所等のある地域	265
自衛隊地域	390
駐留軍地域	110
50人以上の寄宿舎・寮等のある地域	11,840
水面調査区	993

合計..... 672,124

このようにして設定された調査区は、昭和50年国勢調査の実施の基礎となり、各調査区には、原則として1名ずつの国勢調査員が配置されて調査活動を行った。

なお、この調査区は、国勢調査の調査終了後も、国勢調査結果の集計最小地域単位として(調査区別集計)、また、各種統計調査、特に標本調査の地域的抽出単位として広く利用されている。

2 試験調査

昭和50年国勢調査試験調査は、昭和50年国勢調査の実施に先立ち、調査の実施計画立案に必要な諸事項を実地に検討するとともに、都道府県等における調査準備事務の参考とするため、3回に分けて実施した。

第1次試験調査は、主に、(1)調査票及びその記入例の様式及びそれらの設計の適否、特に世帯におけるマークの記入状況、(2)抽出世帯用調査票の適用方法、(3)不在世帯に対する調査方法、(4)調査書類の整理方法及び調査用品の規格、品質等の適否等について検討するため、群馬県前橋市で昭和49年5月16日と高崎市で17日を調査期日として、また、愛知県名古屋市の瑞穂区・南区で同年5月11日及び中川区・港区は12日を調査期日として、合計80の昭和45年国勢調査調査区について実施した。

第2次試験調査は、第1次試験調査の結果により、調査票の様式等を一部改め、再度、調査実施上の適用性を検討するため、また、(1)調査対象のは握方法、(2)調査用品の規格、調査票の様式等の適否、(3)調査票の整理・進達方法の適否等について検討するため、21の都道府県内の22の市区において、昭和49年9月3日及び同年9月5日を調査期日とするグループに分けて、合計362の昭和45年国勢調査調査区について実施した。また、この第2次試験調査では、試験調査を実施しない県の国勢調査担当職員も、調査実施都府県におもむき、調査事務に参加した。

第3次試験調査は、特に、不在世帯の調査方法など

VIII

大都市特有の問題点等を实地に検討するとともに、試験調査の最終的仕上げを行うため、本調査とはほぼ同様の調査書類により、東京都中央区・江戸川区、神奈川県川崎市、兵庫県神戸市及び福岡県福岡市において、昭和49年12月12日に、合計75の昭和45年国勢調査調査区について実施した。

なお、従来の国勢調査においても、今回の国勢調査の試験調査とはほぼ同様の趣旨による試験調査が、昭和25年国勢調査から実施されている。

3 調査の実施

国勢調査員は、昭和50年9月24日から30日までの間に、受持ち調査区内の全世帯を巡回し、各世帯に調査の趣旨を説明するとともに、「調査票」とその「記入例」を配布して調査票の記入を依頼した。この際、国勢調査員は、各世帯の世帯主氏名等の事項を「世帯名簿」に記入するとともに、「調査区要図」に各世帯の位置と世帯番号を記入した。

国勢調査員は、昭和50年10月1日から5日までの5日間に受持ち調査区内の各世帯を再訪問し、調査票を受取って、世帯主の記入した事項についての確認・検査を行った。また、調査票取集後、調査票の記入内容と世帯名簿とを照合・検査し、必要な訂正を行った。

4 調査書類

今回の調査に用いられた「国勢調査調査票」は1枚に4人記入できる世帯票で、各世帯ごとに作成された。調査票の記入は、世帯主又は世帯の代表者がその世帯及び世帯員について前述の調査事項のうち(13)を除く(1)から(16)までの事項を記入して申告(自計申告)し、(13)の事項は、国勢調査員が世帯主又は世帯の代表者に質問して記入(他計申告)する方式によった。

また、今回の調査では、調査結果を早期に集計・公表するため、前述のマークシート形式の調査票を直接「光学式読取装置」に送り込んでその記入内容を磁気テープに読み取らせ、大型の電子計算機により結果の

集計を行っている。今回の調査票の調査事項のうち「出生の年月」、「従業地又は通学地」、「勤め先・業主などの事業の種類」、「本人の仕事の種類」、「居室数」及び「居室の畳数」については、一部文字による記入があるため、調査員が調査票の記入内容に基づいて所定欄にマークを記入した。このうち、産業と職業については、調査員による分類記入が困難なので、総務省統計局において、調査票の記入内容に基づき、分類格付けの記入をマークシート上の所定欄に行った。

なお、自衛隊地域及び矯正施設地域においては、それぞれ「国勢調査特別調査票」を用いて調査が行われた。この特別調査票もマークシート形式であり、この特別調査票では、前述の世帯用の調査事項のうち、自衛隊地域用は、(2)及び(6)以降が、また、矯正施設地域用は、(2)及び(7)以降の事項が、あらかじめ判明しているため、それぞれ省かれている。そのため、特別調査票は、1枚に8人記入できるように設計された。

調査に際しては、調査票のほか、「世帯名簿」(自衛隊地域及び矯正施設地域においては「調査単位名簿」)及び「調査区要図」が、各調査区ごとに、調査員によって作成された。世帯名簿には各世帯の世帯番号、世帯主の氏名、世帯の所在地、男女別世帯人員等が記入され、調査員が調査を行う際の世帯及び世帯人員の確認に役立てられたほか、人口及び世帯の概数の算出に用いられた。また、調査区要図には、受持ち調査区の境界、調査区内の主要な目標物、世帯の位置及び世帯番号が記入され、調査員が調査を行う際の世帯の確認に役立てられた。

また、この世帯名簿(自衛隊地域及び矯正施設地域においては「調査単位名簿」)の記入内容に基づき、「市区町村要計表」が各市区町村において作成され、この市区町村要計表に基づいて「都道府県要計表」が各都道府県において作成された。市区町村要計表には、当該市区町村内の各調査区について、調査区番号、世帯数、男女別世帯人員、調査票枚数が記入され、また、都道府県要計表には、当該都道府県の各市区町村につ

いて、市区町村名、世帯数、男女別世帯人員、調査票枚数等が記入された。これらの要計表は、調査書類の進達の際の「目録」として役立てられたほか、人口及び世帯の概数の算出に用いられた。

集計及び結果の公表

集計は、すべて総務省統計局において行われた。集計の種類は大別して、人口概数、世帯名簿による人口、人口及び世帯の確定数、全国速報集計(1%抽出集計)、都道府県速報集計(20%抽出集計)、全数集計、従業地・通学地集計及び詳細集計(20%抽出集計)からなり、人口概数及び世帯名簿による人口を除く他の集計は、すべて調査票を光学式読取装置(NEAC:S 240 P-1)によって磁気テープに読み取り、電子計算機(NEAC:2200モデル575)を用いて集計している。また、結果表の作成に当たっては、漢字情報処理システム(JEM 4100:PT 220及びPT 750)を用い、それを電子計算機に連結して、報告書作成のための統計表を作成している。

なお、以下に述べる報告書のうち、主な報告書に収録される統計表は「昭和50年国勢調査報告内容一覧」として巻末に示したとおりである。

1 人口概数

昭和50年国勢調査による最初の結果数字を速報として早期利用を図るため、全国都道府県市区町村の世帯及び男女別人口概数を昭和50年12月10日に公表し、同月15日に「昭和50年国勢調査速報シリーズNo.1 全国都道府県市区町村別人口概数」として刊行した。この数字は、国勢調査員が作成した世帯名簿により市区町村がとりまとめた市区町村要計表及びこれによって都道府県が作成した都道府県要計表を用いて、総務省統計局が集計したものである。

2 世帯名簿による人口

世帯名簿による人口は、調査票による人口及び世帯の確定数を告示するまでの間、各種の法令で利用でき

るように、国勢調査員が作成した世帯名簿を用いて総務省統計局が全国都道府県市区町村別に算出した。

同結果は、昭和51年3月中旬から4月中旬にかけて、集計の完了した都道府県から3回に分けて官報で告示し、更にこれを報告書にまとめ、昭和51年5月に「昭和50年国勢調査速報シリーズNo.2 全国都道府県市区町村別人口(世帯名簿による人口)」として刊行した。

3 人口及び世帯の確定数

人口及び世帯の確定数は、調査票の記入に基づいて、都道府県支庁市区町村別に集計を行い、集計の完了した都道府県から昭和52年2月15日、3月22日、5月4日、5月14日及び6月15日の5回に分けて、逐次結果を官報で告示し、更にこれを報告書にまとめ、昭和52年6月30日「昭和50年国勢調査速報シリーズNo.3 全国都道府県市区町村別人口及び世帯数(確定数)」として刊行した。

この報告書に掲げる昭和50年国勢調査の結果数字は、すべてこの確定数によるものである。

4 全国速報集計(1%抽出集計)

全国速報集計は、主として昭和50年国勢調査の全国結果の早期利用を図るため、国勢調査調査票の中から、一定の方法により100分の1(1%)に当たる調査票を抽出し、それについて基本的事項を集計したものである。速報集計の結果は、昭和51年3月に「昭和50年国勢調査速報シリーズNo.4 全国速報集計結果」として刊行した。

5 都道府県別速報集計(20%抽出集計)

都道府県別速報集計は、昭和50年国勢調査結果のうち、主として都道府県及び市区町村別結果の早期利用を図るため、一定の方法により国勢調査調査票の中から5分の1(20%)の世帯を抽出し、集計したものである。

この結果は、昭和51年7月から8月にかけて集計の

X

終わった都道府県から順次「昭和50年国勢調査速報シリーズNo.5 都道府県市区町村別速報集計結果」として刊行した。

6 全数集計

全数集計は、調査票の記入に基づいて、人口及び世帯の属性に関する結果のうち、最も基本的な集計結果をまとめて表章したものである。全数集計の結果は、都道府県、市区町村、人口集中地区及び国勢統計区別にはほぼ同じ様式で表章されるが、国勢調査調査区別には様式を簡略化した結果が作成された。

全数集計は、都道府県単位で行われたが、そのうち都道府県・市区町村別の結果は、昭和51年11月から昭和52年7月にかけて集計の終わった都道府県から順次「昭和50年国勢調査報告 第3巻 都道府県・市区町村編」として刊行した。また、国勢統計区・調査区別の集計結果は全数集計の完了した都道府県から逐次結果プリントによって公表した。更に、全都道府県の集計の終了後、全国についてまとめた結果を昭和52年8月に「昭和50年国勢調査報告 第2巻 全国編」として刊行した。

7 従業地・通学地集計

従業地・通学地集計は、通勤・通学人口の日々の移動、すなわち、人がその住居からその働く場所あるいは学ぶ場所へ往復移動する実態を明らかにするためのもので、これによって各市区町村の「昼間人口」が算出される。従業地・通学地の全数集計結果は、昭和52年12月に「昭和50年国勢調査報告 第4巻 通勤・通学地編(全数集計結果)」をその1として、また、20%抽出集計結果は、昭和53年10月に「昭和50年国勢調査報告 第4巻 通勤・通学地編(20%抽出集計結果)」をその2として刊行する予定である。

8 詳細集計(20%抽出集計)

詳細集計は、基本的な集計結果である全数集計結果を補充するために、より詳細な全国及び都道府県別の

集計を行うもので、一定の方法により国勢調査調査票の中から5分の1(20%)の世帯を抽出し、集計するものである。この集計は都道府県単位で行うものであり、そのうち都道府県・市区町村別の結果は、昭和52年11月から昭和53年9月にかけて集計の終わった都道府県から順次「昭和50年国勢調査報告 第5巻 詳細集計(都道府県編)」として刊行する予定である。

また、全都道府県の集計が終了後、全国についてまとめた結果を昭和53年10月までに「昭和50年国勢調査報告 第5巻 詳細集計(全国編)」として刊行する予定である。

9 その他の刊行予定

昭和50年国勢調査の結果については、上記の国勢調査報告、速報シリーズのほか、調査区関係資料利用の手引、国勢統計区別の主な結果及び境界図等を収録した「調査区関連シリーズ(No.1~4)」(一部既刊)、人口の増減比較や構成比並びにその解説を収録した「解説シリーズ(No.1~3)」(一部既刊)、通勤・通学人口、大都市圏、市町村の人口階級別集計結果を収録した「資料シリーズ(No.1~3)」、市区町村別人口分布、人口密度、産業構成、年齢構成などを示す「日本人口地図シリーズ(No.1~5)」(一部既刊)等を刊行する予定である。

10 人口集中地区及び国勢統計区

人口集中地区及び国勢統計区はいずれも、都道府県・市区町村という行政区域による統計を補うため前者は昭和35年国勢調査から、後者は昭和45年国勢調査から設定された統計表章のための地域単位であり、これらの設定の目的、設定の基準は以下に述べるとおりである。

(1) 人口集中地区

人口集中地区は、昭和28年の町村合併促進法及び昭和31年の新市町村建設促進法による町村合併、新市の

創設のため市部地域が拡大され、市部・郡部別地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったので、この都市的地域の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査の際、初めて設定されたものである。

昭和50年国勢調査の人口集中地区の設定に当たっては、

- (1) 昭和50年国勢調査調査区を基礎単位地域として用い、
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い調査区(原則として人口密度が1平方キロメートル当たり約4,000人以上)が隣接して、
- (3) 昭和50年国勢調査時に人口5,000人以上を有し、
- (4) 人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上となる地域を構成する場合、この地域を「人口集中地区」とした。

なお、個別の人口集中地区のなかには、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市地域を表わすという観点から、人口集中地区に人口の少ない、公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。

なお、人口集中地区は、10大都市の場合、各区ごとに設定されているが、各区の境界にまたがって地理的に接続する人口集中地区をまとめて一つの「連合人口集中地区」とした。人口集中地区数の算出の際は、この連合人口集中地区によっている。

注) 昭和35年国勢調査の人口集中地区の中には、5,000人に満たないものもあるが、これは、人口集中地区の設定に当たって、昭和35年国勢調査人口ではなく、昭和34年10月1日現在の調査区設定時の推定人口を用いたためである。

〔備考〕

準人口集中地区

準人口集中地区は、昭和45年国勢調査で初めて設定されたもので、人口集中地区と同様、原則として人口

密度の高い調査区(すなわち、人口密度約4,000人以上の昭和50年国勢調査調査区)が市区町村内で互いに隣接している地域のうち、人口が3,000人以上5,000人未満の場合、これを「準人口集中地区」とした。

この準人口集中地区についての結果は、その人口と面積が算出されており、これは「調査区関連シリーズNo.3 我が国の人口集中地区」に収録されている。

なお、人口集中地区及び準人口集中地区の詳細については、同巻を参照されたい。

(2) 国勢統計区

国勢統計区は、人口の大きな市について市の区域を行政上役立つように更に小さく区分した統計表章のための地域単位で、昭和45年国勢調査で初めて設定されたものである。

この国勢統計区は、次のような原則により設定されている。

- (1) 原則として、人口20万以上の都市(東京都の特別区部を含む。)及び人口20万に達しない県庁所在市を対象とした。ただし、この基準に該当しない都市であっても、特に人口増加の激しい都市、その他発展途上にある都市で、統計区設定の必要性が認められる都市については設定の対象とした。
- (2) 昭和44年10月1日現在によって設定した。ただし、その後の市町村の廃置分合等の事由による修正を施し、昭和50年10月1日現在で画定した。
- (3) 国勢統計区の人口の大きさは、ほぼ人口1万人程度を標準とし、特殊な地域を除き、5,000人を下回らず、また、20,000人を上回らないことを原則とした。
- (4) 国勢統計区の境界は、時系列比較を可能とするため、長期間変更しないことを原則としている。なお、国勢統計区に関する詳細については、「調査区関連シリーズNo.4 国勢統計区編」を参照されたい。

面積

この報告書に掲げた昭和50年10月1日現在の都道府県郡支庁市区町村別面積は、建設省国土地理院が公表した昭和50年10月1日現在の「昭和50年全国都道府県市区町村別面積調」(昭和51年3月20日発行)によって、面積測定の方法は、同書を参照されたい。なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものである。

国土地理院が公表した市区町村別面積には、その一部に、境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されている場合がある。これらについては、利用者の便宜のため可能な限り総務省統計局において、昭和50年10月1日現在の関係市区町村別の面積を推定し、これにその旨の注記を付して本報告書に記載することとした。

なお、これらの市区町村別面積は、昭和45年国勢調査報告第1巻に掲載した面積数値をそのまま、又は、昭和45年10月2日以降の廃置分合等にしたがって組替えた面積数値を用いた。したがって、これらの市区町村別面積は、後に国土地理院が測定のうえ公表する数値とは必ずしも一致しないことがあるので、その利用に当たっては注意されたい。

この報告書には、昭和50年の面積のほかに、大正9年以降5年ごと及び昭和22年の各回調査時の我が国の総面積(ただし、旧版図「樺太、朝鮮、台湾、関東州及び南洋群島」の面積は含まない)を掲げてある。したがって、昭和20年～昭和50年の各回調査時の面積には、我が国固有の次の地域を含んでいる。

- (1) 昭和20年人口調査で調査されなかった鹿児島県三島村(旧十島村の一部)
- (2) 復帰前の沖縄県、鹿児島県奄美群島、同吐噶喇列島(旧十島村の一部)及び東京都小笠原諸島
- (3) 現在外国が占拠している齒舞群島、色丹島、国後島、択捉島及び竹島(東経131度52分30秒、北緯37度15分)

(「表 各回調査の調査地域の人口及び我が国の面積」IVページを参照。)

なお、人口密度については、各回国勢調査令によって調査の対象外であった地域の面積は除いて算出した。

また、各回調査の面積は、地域範囲が同じ場合でも、年によって多少の変化が生じている。それは、新しくできた埋立地や干拓地による陸地の増加などのほかに、測定に用いる地図の修正、改訂等による影響に基づくものである。この報告書に掲げた各年の面積の出所は、次のとおりである。

大正9年	大正9年国勢調査報告 第1巻(内閣統計局)
大正14年	大正14年国勢調査報告 第1巻(内閣統計局)
昭和5年	昭和5年国勢調査報告 第1巻(内閣統計局)
昭和10年～22年	昭和10年全国市町村別面積調(内閣統計局)
昭和25年	全国市町村別面積調査(建設省地理調査所)
昭和30年	昭和30年国勢調査報告 第1巻及び昭和30年国勢調査全国都道府県市区町村面積改定表(総務省統計局)
昭和35年	昭和35年全国都道府県市区町村別面積調(建設省国土地理院)
昭和40年	昭和40年全国都道府県市区町村別面積調(建設省国土地理院)
昭和45年	昭和45年全国都道府県市区町村別面積調(建設省国土地理院)

これらのうち、大正9年の面積は当時の陸軍参謀本部の陸地測量部の測定によるものであり、大正14年及び昭和5年の面積は、大正9年測定当時の基本地図に改測又は修正を加えたものの面積である。昭和10年の面積は、陸地測量部と内閣統計局と共同で陸地測量部指導の下に、同部発行の5万分の1地形図に基づいて、昭和10年3月末日現在により測定したものである。以後の昭和15年、20年、22年及び25年の面積は、昭和10

年の面積を基礎とし、調査地域の異動及び市町村の廃置分合、境界変更等に伴う修正を行ったものである。

ただし、昭和25年の数値は、再検討を要すると認められた市町村については、境界の異動の有無にかかわらず、その面積を改測し、また、昭和10年以降において海岸線が著しく変化した区域の市町村をも改測した。

昭和30年の面積数値は、建設省(旧)地理調査所(現国土地理院)と総務省統計局が、終戦後修正を施した5万分の1地形図(応急修正版)上において新たに測定した昭和30年10月1日現在の境域による平面面積である。また、昭和35年及び昭和45年の面積数値は、それぞれ昭和30年及び昭和35年の面積に基づき、調査地域の廃置分合、境界変更等に伴う修正を行ったものである。

なお、沖縄県の面積のうち昭和25年は、琉球列島軍政本部が、また、昭和30年、35年、40年及び45年は、琉球政府が実施した国勢調査の報告書によっている。

事後調査

昭和50年国勢調査事後調査は、昭和50年国勢調査の調査対象のは握状況及び調査事項の調査結果の精度を

実地に検証し、国勢調査結果利用上の指針とするとともに、今後の国勢調査企画上の参考資料を得るため、昭和50年国勢調査調査区の一部調査区及びおおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮等のある調査区から、市部500分の1、郡部750分の1に当たる1,188の調査区を一定の方法により抽出し、昭和50年12月15日現在で実施した。

この調査は、昭和50年国勢調査計画の一環として行ったものであるが、国勢調査とは別に統計報告調整法により承認(行政管理庁承認No.10344)された調査であった。

なお、事後調査は、今回の調査とほぼ同様の趣旨により、昭和25年国勢調査から引き続き実施されたものである。ただし、昭和25年と昭和30年の調査では「抽出再調査」という名称で行っている。

また、この事後調査の実施に際して、昭和50年国勢調査について世帯の意見・感想を聴取し、今後の国勢調査企画上の参考とするため、事後調査の対象となった世帯から市部6分の1、郡部4分の1の割合で抽出した約10,000世帯に対し、国勢調査に関するアンケートを実施した。